



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年6月28日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者 アルプスアルパイン株式会社 平工場

住所 いわき市好間町小谷作字作畠39-1

氏名 工場長 源川 隆幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0246-36-4511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アルプスアルパイン株式会社 平工場
事業場の所在地	いわき市好間町小谷作字作畠39-1
計画期間	2022年4月～2023年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

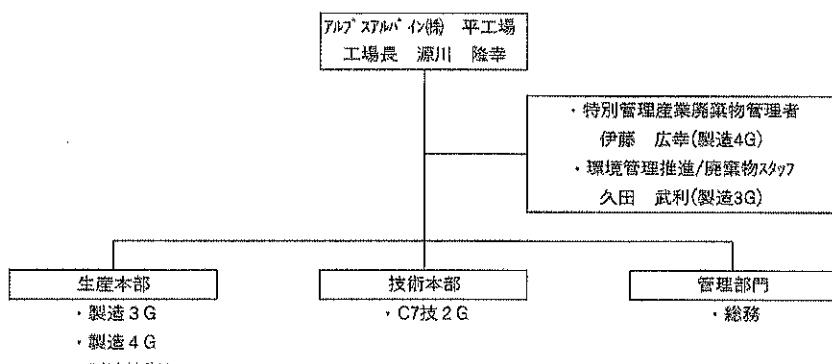
①事業の種類	[28]電子部品・デバイス・電子回路製造業																													
②事業の規模	前年度製品出荷額 51.2億																													
③従業員数	304名																													
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><thead><tr><th>排出液</th><th>種類</th><th>収集運搬</th><th>中間処理</th><th>最終処分</th></tr></thead><tbody><tr><td>硫酸廃液</td><td>特管 強酸</td><td>委託</td><td>委託</td><td>中和 貯留 (路盤材等)</td></tr><tr><td>メタリック廃液</td><td>特管 強酸</td><td>委託</td><td>委託</td><td>中和 貯留 (路盤材等)</td></tr><tr><td>剥離廃液</td><td>特管 強アルカリ</td><td>委託</td><td>委託</td><td>中和 貯留 (路盤材等)</td></tr><tr><td>レバト廃液</td><td>特管 引火性廃油</td><td>委託</td><td>委託</td><td>焼却 貯留 (路盤材等)</td></tr></tbody></table>					排出液	種類	収集運搬	中間処理	最終処分	硫酸廃液	特管 強酸	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)	メタリック廃液	特管 強酸	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)	剥離廃液	特管 強アルカリ	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)	レバト廃液	特管 引火性廃油	委託	委託	焼却 貯留 (路盤材等)
排出液	種類	収集運搬	中間処理	最終処分																										
硫酸廃液	特管 強酸	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)																										
メタリック廃液	特管 強酸	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)																										
剥離廃液	特管 強アルカリ	委託	委託	中和 貯留 (路盤材等)																										
レバト廃液	特管 引火性廃油	委託	委託	焼却 貯留 (路盤材等)																										

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強廃酸	強廃アルカリ	引火性廃油
	排 出 量	215.4 t	18.1 t	11.6 t
(これまでに実施した取組)				
②計画	前年計画時は、強廃酸と引火性廃油合計315tに対し、強廃酸、強廃アルカリ、引火性廃油の合計にて245tの排出となった。 新規bizの準備などにより、強廃アルカリの追加排出があったが、コロナ禍および半導体不足の影響より生産減があった為、合計の排出量は、前年より下回る排出量となった。			
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強廃酸	強廃アルカリ	引火性廃油
(今後実施する予定の取組)	排 出 量	340 t	240 t	10 t
	今期においては、生産品目の変更に伴い、強廃酸、強廃アルカリの排出が増加する為、その見込み量を追加し目標とする。 一方、引火性廃油は、既存品の生産が減産基調となる為、それに応じた排出量を目標とする。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産廃、特管産廃を含め、混入しない・させない分別と回収。 系統分けの仕組み造りを行い、継続した分別管理の徹底を行う。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上管理の徹底を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
②計画		(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
②計画		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t
①現状 (これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
②計画 (今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 2021 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	強廃酸 強廃アルカリ 引火性廃油
全処理委託量	215.4 t 18.1 t 11.6 t
優良認定処理業者への処理委託量	215.4 t 18.1 t 0.01 t
再生利用業者への処理委託量	t t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t 11.59 t
①現状 (これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への処理委託継続、特管廃油の熱回収を行う業者への処理委託推進。	

(第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	強堿酸	強廃アルカリ	引火性廃油	
		全処理委託量	340 t	240 t	10 t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	340 t	240 t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	10 t	
②計画		(今後実施する予定の取組)				
		優良認定処理業者への処理委託継続、特管廃油の熱回収を行う業者への 処理委託推進。				
		【前年度（2021年度）実績】				
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	245.1 t			
		(今後実施する予定の取組等) JWNETを利用した電子マニフェストの使用を継続する。				
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。